青森県の緊急対策を踏まえた県立保健大学の対応について

本学では、「青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」を踏まえ、危機管理対策本部を開催し、9月1日から30日を期間として、以下の緊急対策の実施を決定しましたので、お知らせします。

なお、このほかの本学の取組は、別添の「青森県立保健大学における新型コロナウイルス感染症対策について」のとおりです。

1. 教育活動

- 感染防止対策を徹底した上で、対面授業を実施するが、オンライン授業への移行 に備えた準備を促進する。
- 一斉オンライン授業並びに休校については、感染拡大状況等を踏まえて、危機管 理対策本部において決定する。
- 後期ガイダンスにおいて、学生に対し、本学における感染防止対策を改めて周知 し、緊張感ある対応を促す。

2. 学生の課外活動等

- 10月9日、10日に予定していた青森県立保健大学大学祭2021は中止とする。
- サークル活動は、8月23日から学外者が参加する活動を中止していたが、9月30日までは、学内の活動についても中止する。
- (9月以前からの継続事項)アルバイトは、接待を伴う飲食店及び主に酒類を提供する飲食店での実施を禁止する。酒類を提供する飲食店での22時以降のアルバイトは自粛とする。

3. ワクチン接種について

- 学生や教職員に対し、自治体や職域団体等が実施するワクチン接種の斡旋を行って、学内における接種率の向上を図る。
- 学生に対し、接種時の授業欠席への配慮、ワクチン接種のメリットの周知等を行い、学生が円滑に接種できる環境を整備する。

4. 施設運営について

- ◆ 体育施設及び教育関連施設について、原則として、外部貸出を中止する。
- 図書館、食堂及びドミトリーについて、外部者の利用を中止する。

5. 業務運営について

- 研修及び公開講座については、原則として、延期又はWEB開催とする。
- 学内会議は中止又は延期を検討し、開催が必要な会議については、WEB開催、会議時間の短縮等により、感染防止対策を強化する。
- 感染拡大地域等への出張は延期し、実施しなければならない場合は、十分な感染 防止対策を行う。
- 教職員における在宅勤務の推進、昼食場所の分散等により、勤務中の感染防止対 策を強化する。